

令和5年 第9回 新富町農業委員会会議録

(令和5年8月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和5年 第9回新富町農業委員会定例会会議録

| | | | | | | |
|--|--|--------|------------|----------|--------|--------|
| 召集年月日 | 令和5年8月28日(月) | | | | | |
| 召集の場所 | 新富町役場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣言 | 開会 令和5年 8月28日 午後 2時17分 議長 閉会 令和5年 8月28日 午後 2時44分 議長 | | | | | |
| 応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席 | 議席 番号 | 氏 名 | 出 欠 | 議席 番号 | 氏 名 | 出 欠 |
| | 1番 | 平下 裕敏 | ○ | 9番 | 長友 保 | ○ |
| | 2番 | 前田 章男 | ○ | 10番 | 猪俣 忠 | ○ |
| | 3番 | 山口 弘安 | ○ | 11番 | 中山 真一 | ○ |
| | 4番 | 芳野 京子 | ○ | 12番 | 仲原 亨 | ○ |
| | 5番 | 井崎 誠 | ○ | 13番 | 倉永 英生 | ○ |
| | 6番 | 藤井 貞敏 | ○ | 14番 | 新恵 浩二 | ○ |
| | 7番 | 太田 茂 | ○ | 15番 | 長友 嘉美 | ○ |
| | 8番 | 鬼塚 眞理子 | ○ | 16番 | 出口 幸一郎 | ○ |
| 会議録署名委員 | 4番 芳野 京子 委員 | | 5番 井崎 誠 委員 | | | |
| 職務のため会議 に出席した者の 職氏名 | 局 長 | 宮本 信一 | ○ | | | |
| | 局長補佐 | 和田 憲幸 | ○ | | | |
| | 主幹兼係長 | 池田 美季 | ○ | | | |
| | 係長 | 中谷 静江 | ○ | | | |
| | | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |
| 議 案 写 | 省 略 | | | | | |
| 傍 聴 人 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について

議案第52号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

議長 　ただ今から、令和 5 年第 9 回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 8 名出席であります。総会は成立しております。

議長 　7 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 　日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、4 番 芳野京子委員、5 番 井崎 誠委員を指名いたします。

議長 　日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なし声あり）

議長 　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

議長 　それではさっそく議事に入りたいと思います。
日程第 3 議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 　その 1 について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 　それでは、その 1 についてご説明申し上げます。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■、他全 14 筆で、田 12 筆 15,210 m²、畑 2 筆 1,116 m²、計 16,326 m²です。なお、所有権移転の経営規模拡大で、対価額■■■■円で 10a あたり■■■■円になります。

譲渡人は高齢で家族もいないうえ、体調が思わしくないため、長年、申請地を耕作してきた譲受人に譲渡するものです。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認し

た結果、水稻を耕作していた跡があり、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

藤井 ありません。

議長 次に、その2について事務局に説明を求めます。

議長 それでは、その2についてご説明申し上げます。
譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■、田で466㎡です。
なお、所有権移転で親子間での無償贈与になります。
次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

太田 ないです。

議長 次に、その3について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その3についてご説明申し上げます。
譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■、田で830㎡です。
なお、所有権移転で親子間での無償贈与になります。
次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、ハウスが建っており、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

太田 ないです。

議長 次に、その4について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その4についてご説明申し上げます。

譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■他全2筆、畑で計1,529㎡です。所有権移転で経営規模拡大の対価額■■■■円で10aあたり■■■■円となっております。譲渡人は高齢により農地の管理が難しくなり規模縮小したいとのことで、譲受人は、高鍋町在住者ですが、高鍋町で45,606㎡の農地を経営しており、主にお茶を耕作しているとのことです。取得後は甘藷や露地野菜を栽培するとのことです。

なお、水道及び客土の費用を見込んだ金額とのことです。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、野菜などが耕作してあり、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

山口 ありません。

議長 ただ今、議案第49号について説明が終わりましたが、ご質問、ご異議はございませんか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、ご質問もないようですので採決いたします。
議案第49号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第49号については、申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長 それでは、その1について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1についてご説明申し上げます。現地調査資料の1ページになります。

議長 9番長友が現地調査の報告をいたします。
ただ今説明があったとおりでございます。調査員全員、問題なしとみ
ましたので報告いたします。

議長 次に、その3について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その3についてご説明申し上げます。現地調査資料の5ペ
ージになります。

譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■ ■■■■ ■■■■
■■■■さんで、申請地は大字■■■■■■■■■■で、先程ご説明しまし
た、その2の東側に隣接している農地になります。登記地目が田3,478
㎡で、土地代は■■■■円です。

申請内容は養鰻施設で、現地調査資料6ページの利用計画図をご確
認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、第1種農地と判断し
ておりますが、水産動植物の養殖用施設ということでということで、
不許可の例外に該当いたします。(さらに航空写真にて説明)説明は以
上です。

議長 それでは地元委員を兼ねて現地調査の報告をお願いします。
9番 長友 保 委員

議長 9番長友が現地調査の報告をいたします。
ただ今説明があったとおりでございます。調査員全員、問題なしとみ
ましたので報告いたします。

議長 次に、その4について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その4についてご説明申し上げます。現地調査資料の8ペ
ージになります。

譲渡人は■■■■・■■■■・■■■■さん、譲受人は■■■■さ
んで、申請地は大字■■■■■■■■■■他全4筆で、現在、■■■■
■■■■■■■■の北側に■■■■■■■■から北西に900mほど進んだ農
地になります。登記地目が畑で4,796㎡、土地代は■■■■円です。

申請内容は資材置場で、現地調査資料9ページの利用計画図をご確
認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、第1種農地と判断し
ておりますが、隣接する土地と一体として同一事業の目的として利用
する必要が認められる農地ということで、不許可の例外に該当いたし

ます。（さらに航空写真にて説明）説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

8 番 鬼塚眞理子委員

議長 8 番鬼塚が現地調査の報告をいたします。山に囲まれていて何ら問題は
ありません。

議長 地元委員からはなにかありますか。

山口 ありません。

議長 ただいま、議案第 50 号について説明が終わりましたが、質問等はあ
りませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第 50 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 50 号については、申請どおり承認されま
した。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 つぎに、議案第 51 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規
定による所有権移転及び利用権移転の集積計画承認について」を議題
と致します。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について、関係委員の説明を求めま
す。

7 番 太田 茂 委員

太田 譲渡人、■■■■■■■■■■、■■■■■■さん、譲受人が大字■■■■■■
■■■■、■■■■■■さん。所在地が■■■■■■、田で■■■■■■同じく■■■■
■■田んぼで 2 つ合わせて 1,545 m²になります。価格が■■■■■■円、
10a 当たり■■■■■■円になります。これについては、1 枚は基盤整備し

てきれいにしてあるんですけど、280 m²の方は農振地でありますけど、細長くて価値のないようなところで、一緒に購入してほしいという事で、こういうことになりました。長友嘉美委員との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その2の所有権移転について、関係委員の説明を求めます。
5番 井崎 誠 委員

井崎 5番井崎が申請番号2番の説明をいたします。
譲渡人が大字■■■■■■■■、■■■■■さん、譲受人が大字■■■■■
■■■■■さん。所在地が■■■■■■■■■■番地の田で農振地、面積が2,887 m²です。売却価格が■■■■■円。10a当たり■■■■■円となっております。これは元農業委員の水筑委員との共同あっせんとなっております。本当は先月の総会に掛けたかったのですが、自分の方が書類の提出が遅れましたので今回8月の総会という事になりました。よろしくお願ひします。

議長 それではその3についてわたしの方から説明を申し上げます。

平下 譲渡人は大字■■■■■■■■■■、■■■■■さん、■■■■■の方です。譲受人が同じく■■■の■■■■■さんであります。申請地は、大字■■■■■
■■■■■、田、1,084 m²であります。価格としては■■■■■円となっております。農道を挟んで南側に杉山がある関係で農地の一部に杉の葉が落ちて利用できない状況であります。そしてまた季節的に冬場は日陰になるために条件が悪いため、反当たり■■■■■円ということでの契約となりました。これは仲原委員との共同あっせんです。

議長 続きまして、貸借権設定について事務局に一括して説明してもらいます。

事務局 それでは、その4についてご説明申し上げます。
貸付人は■■■■■さん、借受人は■■■■■さん、申請地は大字■■■■
■■■■■■■■■■、田で1,028 m²、公告期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日、賃貸借権設定で10aあたり■■■■■円で横江案件となっております。

事務局 その 5 とその 6 につきましては、再設定になりますので説明を省略いたします。

議長 ただ今、議案第 51 号について説明が終わりましたが、ご質問、ご異議はありませんか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、ご質問もないようですので採決いたします。
議案第 51 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第 51 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 52 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

議長 それではその 1 からその 4 まで、一括して事務局に説明を求めます。

議長 それでは、ご説明いたします。その 1 からその 4 については、農地中間管理事業の地域案件です。なお、借り手予定者につきましては、11 ページの様式第 7 号の農地利用集積促進計画（案）をご確認ください。以上説明といたします。

議長 ただ今、議案第 52 号について説明が終わりましたが、ご質問、ご異議はございませんか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問等もないようですので採決いたします。
議案 52 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第 52 号については承認されました。

議長 以上をもちまして、令和5年8月28日開会の第9回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。

令和5年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____